

(平成23年12月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から平成元年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成元年 12 月まで

私は、A市役所からのお知らせが記載された回覧板を見て、市民会館で年金説明会があることを知り当該説明会に参加した。その際、年金を受給するには納付済期間が足りないため、毎月国民年金保険料を納付するよう指導を受け、その場で加入手続を行った。その後、納付書が送付され、当初は約8,000円の保険料を毎月納付した記憶があるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A市が保管する国民年金被保険者記録によると、申立人は、平成3年11月18日に市役所において、国民年金の加入手続を行っていることが確認でき、その時点では、申立期間の大部分の保険料は時効により納付することができなかったものと考えられる上、それ以前に加入手続が行われていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が、申立期間に納付したとする保険料額は、既に納付記録が存在する期間(平成2年1月から同年3月まで)の保険料額と合致しており、申立人の説明する保険料納付についての記憶は、申立期間後の平成2年1月以降の保険料納付済期間の記憶と考えるのが自然である。

さらに、A市が保管する申立人の電算記録上の納付記録(加入時期及び納付時期等)とオンライン記録上の納付記録は一致しており、納付記録に不自然さは見られない。

加えて、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示

す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第四種被保険者として厚生年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成元年 12 月まで

私は、A市役所からのお知らせが記載された回覧板を見て、市民会館で年金説明会があることを知り当該説明会に参加した。その際、年金の受給資格を得るためには納付期間が約5年間足りないので、会社負担分と個人負担分を合わせて約3万円の厚生年金保険料を納付するよう説明を受け、後日送付されてきた納付書で納付した記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、市民会館の年金説明会における相談後に厚生年金保険料を納付したと主張しているところ、当該説明会の内容に係る申立人の主張などから判断すると、申立人が説明を受けたとする時期は、昭和61年頃のことであると推認される。

また、年金の受給資格を得るために会社負担分と個人負担分を合わせた厚生年金保険料を納付したとする申立人の主張、並びに健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録により確認できる昭和61年までの国民年金及び厚生年金保険の被保険者記録などから判断すると、申立人の主張は、厚生年金保険第四種被保険者に係る申立てであると考えられる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、昭和61年頃までの期間において、申立人が最後に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したのは56年8月1日であることが確認できるところ、厚生年金保険法(昭和60年改正前)により第四種被保険者の申出は、厚生年金保険の被保

険者資格喪失後 6 か月以内に手続を行わなければならないこととされており、申立人が保険料を納付したとする 61 年頃に、第四種被保険者の資格を取得し、厚生年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、昭和 60 年の厚生年金保険法改正により、厚生年金保険第四種被保険者制度は 61 年 4 月 1 日で廃止され、経過措置により、同年 3 月 31 日において現に第四種被保険者であった者、及び 61 年 4 月 1 日以前に生まれた者であって、61 年 4 月 1 日において厚生年金保険の被保険者であった者で厚生年金保険の被保険者期間が 10 年以上 20 年未満である者が被保険者資格を喪失した日から 6 か月以内に手続を行えば、厚生年金保険の被保険者期間が 20 年に達するまで第四種被保険者となることができることとされているが、申立人はこのいずれの加入要件にも該当していたことが確認できない。

さらに、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した時の標準報酬月額、前述の被保険者原票により 5 万 2,000 円であることが確認できることから、厚生年金保険第四種被保険者として納付すべき保険料額（会社負担分と個人負担分を合わせた保険料額）は 5,512 円であり、申立人が納付したとする金額 3 万円とは異なる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険第四種被保険者としての保険料を納付した事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第四種被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮崎厚生年金 事案 912

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年12月27日から32年6月頃まで

私は、昭和26年6月頃から約6年間において、A県B市に所在したC社で勤務していた。

しかしながら、年金事務所に確認したところ、厚生年金保険の被保険者期間が6か月間しか確認できないとの回答であった。C社で勤務していた同郷の同僚の氏名を記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び申立人のC社における詳細かつ具体的な記憶から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)では、C社における被保険者資格取得日は昭和26年6月2日、同資格喪失日は同年12月27日と記録されていることが確認でき、オンライン記録と一致している。

また、申立人が一緒に勤務していたとして氏名を挙げた同僚の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、資格取得日は昭和26年6月1日、資格喪失日は申立人と同じ同年12月27日であることが確認でき、申立期間における被保険者記録は確認できない。

さらに、C社は、「申立期間当時の社会保険に係る資料及び賃金台帳等は保管されていない。」としており、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、A事業所に平成 2 年 3 月 31 日まで勤務しており、同年 3 月分の厚生年金保険料も給与から控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録において、申立人のA事業所における離職日は平成 2 年 3 月 30 日であることが確認できるところ、当該離職日は、オンライン記録における申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日と符合していることが確認できる。

また、A事業所は、「厚生年金保険については、被保険者資格喪失を月末喪失として届出を行うとその月の保険料は納付しなくてよいので、申立期間当時は、月末を喪失日として届出を行っており、喪失月の保険料は給与から控除していなかった。」と回答しているところ、オンライン記録により、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日前後に同社において被保険者資格を喪失した申立人を含む 14 人のうち、13 人が月の末日又は途中で資格喪失していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 4 月 1 日から 17 年 6 月 16 日まで

A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額と相違しているので、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正等が行われるのは、上記の標準報酬月額が社会保険庁(当時)の記録を上回る場合である。

申立人が所持する申立期間に係る給与明細書(平成 10 年 4 月分、同年 9 月分、同年 11 月から 11 年 3 月までの分、12 年 9 月分、15 年 1 月分、同年 8 月から 16 年 1 月までの分、同年 4 月から 17 年 5 月までの分を除く)から、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、申立事業所における複数の同僚は、「申立事業所では、入社時から厚生年金保険料の控除額は、給与総額に対して極端に低く、年金事務所の記録に間違いは無い。」と供述している上、オンライン記録において、同僚の申立期

間に係る標準報酬月額は、申立人とほぼ同様に推移していることが認められることから判断すると、申立人の標準報酬月額のみが特に低額であるという事情は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係るA社のオンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。